医療法人認可申請（医療審議会への諮問が必要なもの）手続きの流れ

秋田県

【医療法人の主たる事務所が秋田市の場合】

（R5.3.1 作成）

第1回	第２回	申請者	秋田市保健所	県健康福祉部医務薬事課	秋田県医療審議会 医療法人部会	備　考
事前審査期間		認可申請事由発生 申請内容検討 事前審査書類の作成	事前連絡・相談等	案件確認・相談、手続き説明 案件管理		・案件発生時には、事前に医務薬事課へ連絡してください。 ・事前相談及び事前審査は医務薬事課で行います。（秋田市保健所では行いません。） ・【注意】左表は、設立及び解散を想定したスケジュールですが、医療審議会への諮問が必要な他の申請については、これよりも準備に長い時間を要するものもあるため、なるべく早期に御相談ください。
１～３月 （前年度）	７～９月	事前審査申請（１部提出）	事前	事前審査書類受領		
		質問や指摘等に対する対応 （申請事項の見直し、関係者との調整、申請書類の修正、説明資料作成など）	質問、修正等の指摘、追加資料の作成依頼、制度説明など 質疑回答、修正又は追加作成した資料の提出、相談など	事前審査 事前審査は必ず行ってください。 秋田市保健所と情報共有		
事前審査期間終了 ３月末 （前年度）	9月末	申請書類の完成 本申請書類提出（事前審査終了後から４、１０月７日頃まで） 正本１部、副本３部の計４部	本申請書類の提出を承諾	事前審査の終了 （本申請書類の提出の承諾をもって事前審査終了となります。）		・【注意】事前申請が未実施の場合又は事前審査期間内に事前審査が終えられない場合は、次回以降へ持ち越しとなります。
４月	１０月	本申請	本申請書類受付・内容確認 医務薬事課へ進達（３部）	本申請 申請書類受領・内容確認 役員資格審査（市町村宛て） 審議会開催調整 公認会計士宛て審査資料作成・送付（１部）	本申請 公認会計士による審査 （※主に会計上の審査）	・役員資格審査により不可となった場合は役員選任を再検討いただきますが、審議会の開催日程に間に合わない場合は次回へ持ち越しとなります。
５月 （ｺﾞｰﾙﾃﾞﾝｳｨｰｸに注意）	１１月	審査書類の修正、追加の説明資料作成など	意見・指摘事項等の連絡 追加資料の提出や指摘事項への回答など	公認会計士からの意見や指摘に対する回答。内容に応じて申請者へ連絡し、修正等の対応を依頼。 審査資料作成 審議会への諮問 審議会開催通知及び審査書類の送付（各委員宛）	意見・指摘など 説明、報告、資料送付 公認会計士による審査の承諾 承諾 開催通知 審査書類 各委員 開催通知・審査書類を受領	
６月	１２月 （年末年始手続き注意）	認可書受領 各種手続き、登記準備	認可書 認可書を医務薬事課から受領後、申請者へ送付	認可書 審議会の答申作成 認可書を交付	承認 ５、１１月末～翌月上旬頃　審議会開催 （承認、条件付承認、見送り） ※諸事情により開催が遅れる場合あり	・認可書の交付は、6月中又は12月中を目途としております。 ・条件付き承認となった場合は、先に条件をお伝えし、条件がクリアされたことを確認した後に認可書を交付することとなります。
７月以降	翌年1月以降	登記 登記届などの各種届出	届出 登記届など各種届出の受付 医務薬事課への進達	届出 登記届など各種届出の収受 医療法人台帳の更新		・認可書交付後は登記可能ですので、7月又は翌年1月以降に登記することを制限するものではありません。